

件名	愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例
主管課	自然保護課
根拠法令等	
<p>【条例の概要】</p> <p>自然ふれあい館への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲等について定める。</p> <p>1 宇和海自然ふれあい館の業務</p> <p>(1) 足摺宇和海国立公園の自然に関する情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 休憩及び交流の場の提供に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務</p> <p>(1) 1に掲げる自然ふれあい館の業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 自然ふれあい館の利用の促進に関すること。</p> <p>(3) 自然ふれあい館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 開館時間 午前9時から午後6時まで（展示室を除く施設等の利用時間は終日） 指定管理者は、知事の承認を得て開館時間を変更できる。</p> <p>4 休館日 無休</p> <p>5 自由利用 管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。</p> <p>6 禁止行為 利用者は、知事の許可を受けた場合を除き、寄附の募集等を行ってはならない。</p>	
施行日	平成18年4月1日